

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月26日

【計算期間】 第1期中（自 2019年6月7日 至 2019年11月30日）

【発行者名】 明治安田生命2019基金特定目的会社

【代表者の役職氏名】 取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 北川 久芳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所

【電話番号】 (03)5219-8777(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

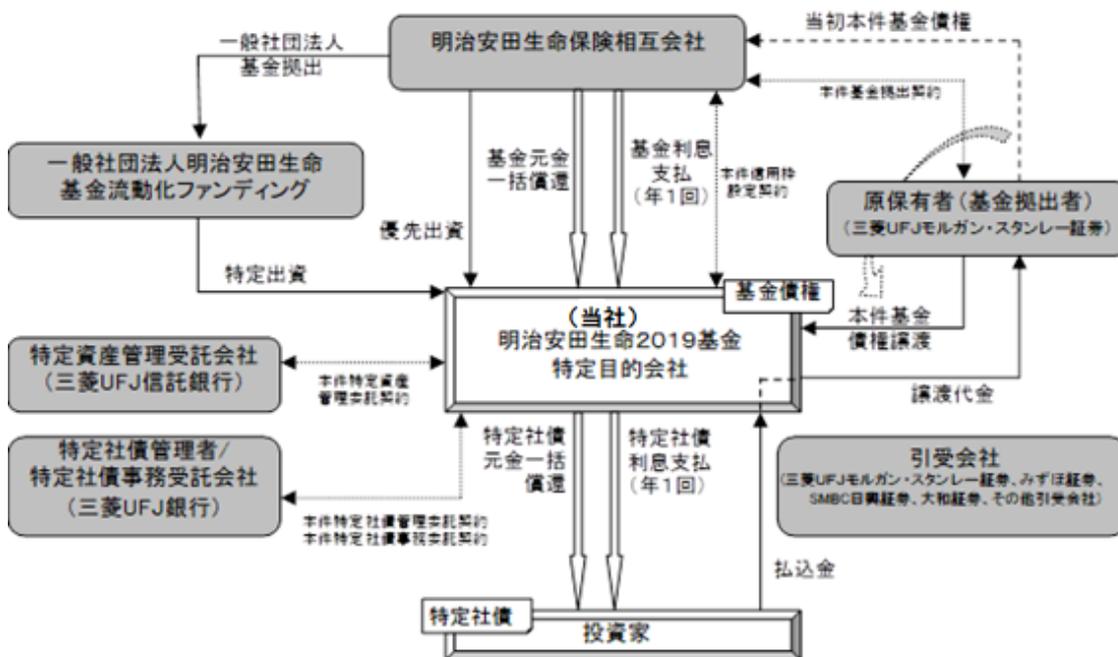
1【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

振替特定社債

- a 明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）（以下「本特定社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」といいます。）に従って取り扱われるものとし、
- なお、本特定社債の各社債の金額は金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 振替法に従い本特定社債の特定社債権者（以下「本特定社債権者」といいます。）が特定社債券の発行を請求することができる場合を除き、本特定社債に係る特定社債券は発行されません。本特定社債の特定社債券（以下「本特定社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本特定社債券の券面種類は、1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 明治安田生命2019基金特定目的会社（以下「当社」といいます。）は、特定資本金の額を10万円として、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に基づき2019年6月7日に日本国内で設立された特定目的会社であり、その発行済みの全ての特定出資は、当初、有限会社東京共同会計事務所によって保有されていましたが、同社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。）（以下「一般法人法」といいます。）に基づき設立された一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディング（以下「本一般社団法人」といいます。）に対し、2019年6月17日に、当社の発行済みの全ての特定出資を譲渡しました。当社は、2019年7月9日、資産流動化法に基づく業務開始届出（関東財務局長(会)第2457号）を行いました。
- b 資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された当社の特定資産の流動化に関する計画（以下「資産流動化計画」といいます。）の一部事項は未確定とされていましたが、当社は、かかる事項（但し、資産流動化法第9条第1項但書により変更届出が不要とされている事項は除きます。）が確定し、資産流動化法に規定される要件又は手続に従って速やかに変更届出を関東財務局長に提出しました。また、並行して株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所から2019年7月10日付で本特定社債につき予備格付を取得し、2019年8月2日付で本特定社債につき本格付を取得しました。

- c 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」又は「原保有者」といいます。)は、2019年7月8日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命保険相互会社(以下「明治安田生命」といいます。)の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約(以下「本件基金拠出契約」といいます。)に基づき、2019年8月2日(以下「本件基金拠出日」といいます。)付で500億円を明治安田生命に対して基金として拠出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利(以下「本件基金債権」といいます。)を明治安田生命に対して取得しました。
- d 当社は、資産流動化計画に従い、かつ、2019年7月8日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本件基金債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2019年8月2日付で原保有者から本件基金債権の譲渡を受けました。本件基金債権の取得資金は本特定社債の発行によって調達されました。かかる本件基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本件基金債権の債務者である明治安田生命の上記本件基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議なき承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、明治安田生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本件基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本特定社債を発行し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社を幹事会社とする引受会社が引受を行いました。
- g 本特定社債は一般募集により発行されました。
- h 本特定社債及び本件基金債権の利率は同率であり、いずれも年1回利息支払が行われ、その元金は、それぞれ償還期日(以下に定義されます。)及び本件基金償還期日(以下に定義されます。)に一括して償還されます。但し、当社は、本件基金債権の期限前償還に伴って期限前償還事由(後記「期限前償還」、cに定義します。)が発生した場合、後記「期限前償還」に従い、期限前償還期日(後記「期限前償還」、cに定義します。)において、本特定社債を期限前償還します。本特定社債に基づく債務の履行は、資産流動化法その他適用法令に従い本件基金債権等より得られる金銭をもって行うことが予定されています。
- i 当社は、本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の払込金として払い込まれた金銭の総額を当社が本特定社債関連口座として開設した口座に入金した上、このうち金528,100,000円については出資金勘定(以下に定義されます。)において管理し、当社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金52,000,000円については、当社の利息支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、a「管理資産からの支出」、(b)のイからトまでに記載されている方法及び順序に従い利用することができます。また、当社は、2019年7月26日付で当社及び明治安田生命の間で締結された信用枠設定契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本件信用枠設定契約」といいます。)に基づき明治安田生命から一定額の本特定社債の利息の支払等の資金を借り入れる権利を有します。本件信用枠設定契約に基づく当社の明治安田生命に対する借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日に公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金1,500万円を控除した金額を上限として行われるものとし、
- j 当社は、2019年7月8日付で当社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本件特定資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本件特定資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

- k 当社は、本件信用枠設定契約に基づき、かつ、資産流動化計画に従い、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行うことを予定しております。
本件信用枠設定契約に基づく借入の概要については、後記「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

本半期報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本件基金拠出契約の締結後さらに明治安田生命が募集した基金をいいます。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「営業日」とは、土曜日、日曜日その他適用ある法令等により日本国東京において銀行が休業することを認められ、又は義務づけられている日、以外の日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して当社が本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込期日に計算される金額をいいます。

(算式)

$M = A + B - C$ (但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。)

M: 借入申込可能金額

A: 当該借入申込期日の直後に到来する本件基金利息支払期日において本件基金拠出契約に基づき支払われるべき本件基金利息について、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命からの通知に記載された当該本件基金利息支払期日における本件基金利息支払予定額を基準として計算される本件基金利息に課される源泉徴収の金額

B: 当該本件基金利息支払期日の直後に到来する個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に基づき当社が明治安田生命に対して支払うべき個別貸付の元本の金額

C: 当該借入申込期日の5営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高

「借入申込期日」とは、各本件基金利息支払期日に関連して、当該本件基金利息支払期日直後に到来する利払期日の10営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が明治安田生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、当社が明治安田生命に対して本件信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」、(b)に記載のとおり当社から明治安田生命に対して交付される書面をいいます。

「元金償還勘定」とは、本特定社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、SMB C日興証券及び大和証券を総称します。

「基金拠出者」とは、当初においては本件基金拠出契約における基金の拠出者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券をいい、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権及び三菱UFJモル

ガン・スタンレー証券が有する本件基金拋出契約上の地位が当社に譲渡された後は当社をいいます。

「期限前償還期日」とは、後記「期限前償還」、cに定義される本特定社債の期限前償還期日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「繰延償還期日」とは、本件基金元本の償還が繰り延べられた場合の明治安田生命の次の事業年度の8月2日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日をいいます。

「原保有者」とは、本件基金拋出契約における基金の拋出者であり、当初の本件基金債権の保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「個別貸付」とは、各本件基金利息支払期日において、後記「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」、(a)所定の条件が全て満たされていることを条件として本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付支払期日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、当社が本件信用枠設定契約に従い期限の利益を喪失した場合については、本件信用枠設定契約上の一切の債務につき期限の利益を喪失した日をいい、本件信用枠設定契約に係るその他の金銭については本件信用枠設定契約に従って当社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、貸付が実行される日の2営業日前の日の午前11時(東京時間)現在の利率としてロイターの58376頁に1年円/円スワップレートOFFERサイドとして表示される利率に0.26%を加算した利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の個別貸付適用利率は0%とします。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日の次の本件基金利息支払期日の直後に到来する払期日を意味します。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本件基金償還期日において明治安田生命が支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の日(但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とします。)をいいます。

「資産流動化計画」とは、資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された当社の特定資産の流動化に関する計画(その後の変更を含みます。)をいいます。

「出資金勘定」とは、本特定社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。

「償還期日」とは、2024年8月2日をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「信用枠金額」とは、210,000,000円(後記「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」、(j)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額)をいいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2019年8月2日をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、明治安田生命の各事業年度に関して、明治安田生命の貸借対照表上の純資産額から、a 基金の総額、b 損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、c 基金利息の支払額、d 当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、e 基金申込証拠金の科目に計上した額、f 再評価積立金の科目に計上した額、g のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、h その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、i 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに j 土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、明治安田生命の各事業年度に関して、明治安田生命の貸借対照表上の純資産額から、a 基金の総額、b 損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、c 基金申込証拠金の科目に計上した額、d 再評価積立金の科目に計上した額、e その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、f 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに g 土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本期限の利益喪失事由」とは、後記「期限の利益喪失事由」に記載の事由をいいます。

「本件格付機関」とは、R&I及びJCRをいいます。

「本件基金延滞利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「管理資産を構成する資産の内容」、a、(e)「償還方法」の記載に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還が次の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられた場合、当該次の繰延償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の金額に対する1年分の利息として、当該当初の未償還元本金額に、本件基金延滞利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本件基金延滞利率」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「管理資産を構成する資産の内容」、a、(f)「利率」に定める利率をいいます。

「本件基金元本」とは、本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本件基金拠出契約」とは、2019年7月8日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金拠出契約締結日」とは、2019年7月8日をいいます。

「本件基金拠出日」とは、2019年8月2日をいいます。

「本件基金繰延利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産を構成する資産の内容」、a、(g)「利息支払期日及び方法」但書の規定により繰り延べられた利息をいいます。

「本件基金債権」とは、本件基金拋出契約に基づく、明治安田生命に対する基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利を総称していいます。

「本件基金債権譲渡契約」とは、2019年7月8日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び当社間で締結された基金債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金償還期日」とは、2024年8月2日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日をいいます。

「本件基金本件利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産を構成する資産の内容」、a、(f)「利率」本文に定める(元本の償還が繰り延べられる前の)利率による利息をいいます。

「本件基金利息」とは、本件基金拋出契約に基づき明治安田生命が支払うものとされる本件基金債権の利息をいい、本件基金本件利息、本件基金延滞利息及び本件基金繰延利息を総称していいます。

「本件基金利息計算期間」とは、各本件基金利息の支払期日について、当該支払期日の直前の8月3日(この日を含みます。)から当該利息の支払期日の直後に到来する8月2日(この日を含みます。)までの期間をいいます。

「本件基金利息支払期日」とは、2020年(この年を含みます。)から2024年(この年を含みます。)までの毎年8月2日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日をいいます。

「本件基金利息支払予定額」とは、各本件基金利息支払期日において、本件基金拋出契約の条項に基づき明治安田生命が支払うべき義務を負担し、かつ、保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本件基金利息の金額をいいます。

「本件信用枠設定契約」とは、2019年7月26日付で当社及び明治安田生命の間で締結された信用枠設定契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件信用枠設定契約締結日」とは、2019年7月26日をいいます。

「本件信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の出資金勘定内で管理されている金銭をいいます。

「本件信用枠設定契約有効期間」とは、本件信用枠設定契約締結日(この日を含みます。)から2025年8月2日(この日を含みます。)までの期間をいいます。但し、本特定社債の全額が償還された場合には、本件信用枠設定契約有効期間は当然に終了します。

「本件特定資産管理委託契約」とは、2019年7月8日付で当社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定資産管理委託手数料」とは、本件特定資産管理委託契約に基づき、当社が本件特定資産管理受託会社に対して特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本件特定資産管理受託会社」とは、本件特定資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定社債管理委託契約」とは、2019年7月26日付で当社及び三菱UFJ銀行の間で締結された明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）特定社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定資産管理委託手数料」とは、本件特定資産管理委託契約に基づき、当社が本件特定資産管理受託会社に対して特定資産の管理及び処分に関する業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本件特定社債管理者」とは、本特定社債の特定社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本件特定社債事務委託契約」とは、2019年7月26日付で当社及び三菱UFJ銀行の間で締結された明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定社債事務受託会社」とは、本件特定社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本件引受契約」とは、2019年7月26日付で当社、明治安田生命及び幹事会社の間で締結された明治安田生命2019基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本特定社債関連口座」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき当社が開設した口座又は新たに開設する口座をいいます。

「本特定社債権者」とは、本特定社債の特定社債権者をいいます。

「本特定社債要項」とは、本特定社債の特定社債要項をいいます。

「前基金」とは、明治安田生命が本件基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本特定社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払期日」とは、2020年から2024年まで毎年8月2日をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「SMB C日興証券」とは、SMB C日興証券株式会社をいいます。

管理資産の信用補完の形態及び流動性補完

- a 当社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金528,100,000円については当社の出資金勘定において管理し、当社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金52,000,000円については当社の利息支払勘定において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、a「管理資産からの支出」、(b)のイからトまでに記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。
- b 本件信用枠設定契約
- (a) 本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、以下の条件が全て満たされている場合、明治安田生命は、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに当社が明治安田生命に交付した借入申込通知書に記載された借入申込金額を、当該本件基金利息支払期日において利用可能な資金で当社の本特定社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行し、当該個別貸付に適用ある利率を当社に対し書面で遅滞なく通知するものとします。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。
- イ 当該本件基金利息支払期日に関連して、本件信用枠設定契約に従い当社が借入申込通知書を明治安田生命に適式に交付し、これを明治安田生命が適式に受領していること。
- ロ 前記イにおける借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えていないこと。
- ハ 前記イにおける借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付に係る未返済金額(もしあれば)との合計額が信用枠金額(後記(j)及び(k)の記載による変更後の信用枠金額も含みます。)を超えていないこと。
- ニ 本特定社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。
- ホ 当社が、本特定社債について期限の利益を喪失していないこと。
- ヘ 当社による資産流動化法第4条に基づく業務開始届出が受理されていることを権限ある政府機関が証明する書面の写しが当社より交付されていること。
- ト 当社が、本件信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て明治安田生命に交付していること。
- (イ) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された当社の特定目的会社登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書
- (ロ) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された当社の印鑑証明書
- (ハ) 本件信用枠設定契約締結日現在における当社の定款の写し
- (ニ) 本件信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し
- (b) 当社は、各本件基金利息支払期日において個別貸付を希望する場合には、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに、借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、本件信用枠設定契約所定の方法により明治安田生命に送付するものとされています。当社は、借入申込通知書の写しを明治安田生命に送付する場合、関連する借入申込期日の前営業日において本件特定資産管理受託会社又はその承継人によって作成された当該営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。
- (c) 当社は、本件特定社債管理委託契約において、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込可能金額の借入に係る借入申込通知書を明治安田生命に対して交付するものとされています。
- (d) 当社は、明治安田生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日(この日を含みます。)から当該個別貸付予定返済日(この日を含みます。)までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額(1円未満の端数を切り捨てます。)を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

- (e) 当社は、明治安田生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本については、当社は、明治安田生命に対して、本件基金償還期日において明治安田生命が支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金の範囲内で(かつ、一部のみの還付がなされた場合には当該元本の金額に充つるまで)、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。
- (f) 本件信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、当社が、本件信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払期日に履行しなかった場合、当社は、当該個別貸付支払期日の翌日(この日を含みます。)から完済される日(この日を含みます。)までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%(1年を365日とする日割計算)(1円未満の端数を切り捨てます。)の割合による遅延損害金を明治安田生命に対して支払うものとされています。
- (g) 本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、当社による個別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本件信用枠設定契約に基づき当社が明治安田生命に対して負担する債務の履行は、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「管理資産の管理」、 a 「管理資産からの支出」、(b)、イからトまでに記載されている支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、明治安田生命は本件信用枠設定契約等責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、明治安田生命の当社に対する債権額が本件信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。
- (h) 前記(d)に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記(e)に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日に後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「管理資産の管理」、 a 「管理資産からの支出」、(b)、へ、(イ)及び(ロ)に基づき支払われるべきものの総額並びに15,000,000円を控除した後の残額が、当該個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に定める順序に従った個別貸付の元利金等の金額全額の支払に不足する場合には、当該個別貸付の元利金の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本件基金利息支払期日の直後に到来する支払期日まで自動的に繰り延べられるものとし、以後も同様とされています。かかる繰り延べられた期間中、当該個別貸付の元本につき個別貸付適用利率による利息を付すものとされていますが、当該個別貸付の元利金につき前記(f) 所定の遅延損害金は支払われないものとされています。この元利金の期日の繰延は、2024年の本件基金利息支払期日の直後に到来する支払期日においてはこれを行わないものとされています。
- (i) 本件信用枠設定契約中の別段の定めにかかわらず、当社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合には、本件信用枠設定契約に基づく当社の明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務(前記(d)又は(e) 記載のとおり支払期日が一旦到来したものの前記(g)又は(h) の記載に従って未払の債務を含みます。)は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われることを停止条件として効力を生じるものとし、当社はこの条件が成就しない限り本件信用枠設定契約に基づく当社の明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務を弁済することはできないものとされています。
- (j) 本件信用枠設定契約有効期間中において、イ税制、税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、又はロ の還付が著しく遅れた場合には、当社の請求により、信用枠金額は後記(k) 記載のとおり増額するものとされています。
- (k) 前記(j)、イの場合、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される信

用枠金額は、当社の請求により、イ 当該増加額に、ロ かかる事態が発生した後、本件基金利息支払期日が到来する回数に乗じた金額分だけ増額するものとし、その後も同様とするものとされています。前記(j)、ロの場合、源泉税の還付が著しく遅れたため、本件信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付の元利金の支払のための借入を繰り返した結果信用枠を超える場合、当社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増額するものとされています。

- (l) 当社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合、明治安田生命による通知催告等がなくとも、当社は明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務について当然に期限の利益を失い、前記(i)記載の条件が成就された後に、かかる債務を弁済するものとされています。
- (m) 本件信用枠設定契約は、本件信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び明治安田生命は、本件信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本件信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本件信用枠設定契約有効期間の満了後も、当社が本件信用枠設定契約に関して明治安田生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関係する限りにおいて、本件信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。
- (n) 当社は、後記(o)又は(p)記載の当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本件信用枠設定契約に違反したこと若しくは本件信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、明治安田生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して明治安田生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき明治安田生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、明治安田生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。
- (o) 当社は、本件信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。
- イ 当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。
 - ロ 当社は、本件信用枠設定契約並びに本件信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。
 - ハ 当社による本件信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
 - ニ 当社による本件信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。
 - ホ 当社に対し、本件信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
 - ヘ 当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、本件信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による本件信用枠設定契約の締結、又は本件信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。
 - ト (イ) 本期限の利益喪失事由又は(ロ) 期間の経過、通知若しくはその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。
- (p) 当社は、個別貸付が実行される各本件基金利息支払期日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。
- イ 当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

- 当社は、当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付並びに本件信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。
 - ハ 当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
 - ニ 当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。
 - ホ 当社に対し、当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
 - ヘ 当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。
 - ト 本件特定社債管理委託契約は、大要本件信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。
 - チ 本件特定社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。
 - リ (イ) 本期限の利益喪失事由又は(ロ) 期間の経過、通知若しくはその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。
 - ヌ 本特定社債について期限の利益を喪失していません。
- (q) 当社は、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。
- イ 実務上可能な限り速やかに、但し、いかなる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、明治安田生命に交付します。
 - 本件信用枠設定契約及び本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。
 - ハ 本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。
 - ニ 当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。
 - ホ (イ) 本期限の利益喪失事由又は(ロ) 期間の経過、通知若しくはその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。
 - ヘ 当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。
 - ト 当社の本件信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限られません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。
 - チ 本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）に基づき本件特定社債管理者又は本特定社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに明治安田生命に交付します。
 - リ 当社は、本件基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに本件基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本件信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を明治安田生命に

通知します。また、当社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある場合には、申告を速やかに行い、その権利を放棄しません。

- 又 当社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本件信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

- (r) 明治安田生命は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

期限前償還

- a 当社は、明治安田生命から本件基金拠出契約に基づき、基金拠出者である当社の同意を得て本件基金債権の全部又は一部を期限前償還したい旨の申出を受領した場合には、本件特定社債管理者及び本件格付機関に対し、以下について直ちに書面により通知するものとします。
- (a) 明治安田生命より本件基金債権の期限前償還の申出を受領した旨。
- (b) 前記(a)の申出に係る本件基金債権の期限前償還の条件及び内容。
- (c) 本特定社債の期限前償還の条件及び内容。

なお、当社は、併せて上記(c)に係る関連資料を本件特定社債管理者に提出するものとします。

- b 当社は、前記 a の通知を行った後、資産流動化法及びその他適用法令に従い必要とされる手続を経た上で、特定社債権者集会を招集し、以下の双方について特定社債権者集会決議により同意を得ること(以下、かかる同意を得たことを「同意期限前償還事由」といいます。)を条件に、本件基金債権の期限前償還に同意し、かつ、同決議で承認された期日(以下「同意期限前償還期日」といいます。)に、同決議で承認された条件及び内容にて本特定社債を期限前償還するものとします。
- (a) 前記 a、(b)の条件及び内容に従った本件基金債権の期限前償還に同意すること。
- (b) 前記 a、(c)の条件及び内容に従った本特定社債の期限前償還を行うこと。
- c 明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認され、明治安田生命から本件基金拠出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領した場合(かかる通知を受領することを以下「組織変更期限前償還事由」といい、同意期限前償還事由と併せて「期限前償還事由」と総称します。)には、当社は、当該組織変更の効力発生日の前営業日(以下「組織変更期限前償還期日」といい、同意期限前償還期日と併せて「期限前償還期日」と総称します。)に本特定社債の全部を後記 d に定める償還価額(以下「組織変更期限前償還価額」といいます。)で期限前償還するものとします。
- d 前記 c の規定により期限前償還する場合における本特定社債の償還価額は、各本特定社債につき、各本特定社債元金、又は、次の(イ)及び(ロ)の合計額(1,000円に満たない端数は切り捨てます。)のいずれか高い方の金額とします。また、本 における下記イからルまでに掲げる用語の意味は、それぞれイからルまでに記載のとおりとします。
- (イ) 各本特定社債元金の現在価値
- (ロ) 各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額
- イ 「各本特定社債元金」とは、組織変更期限前償還期日時点における各本特定社債の元金の額をいいます。
- ロ 「将来利払期日」とは、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)以降償還期日(この日を含みます。)までに到来する各利払期日をいいます。
- ハ 「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、(期限前償還されなければ)当該将来利払期日に支払われるべきであった各本特定社債の利息の額をいいます。但し、組織変更期限前償還期日が利払期日である場合を除き、組織変更期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日に係る将来利息金額は、かかる金額から各本特定社債に係る経過利息(後記「利払日及び利息支払の方法」、c に定義されます。)の額を控除した額とします。
- ニ 各本特定社債元金又は将来利息金額の「現在価値」とは、各本特定社債元金又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

(1+参照レート) 残存年数

ホ 「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

ヘ 「残存月数」及び「残存端日数」とは、各本特定社債元金及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

(イ) 各本特定社債元金に係る残存月数は、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から、償還期日(この日を含みます。)までの毎月における組織変更期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、各本特定社債元金に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が償還期日である場合には、各本特定社債元金に係る残存端日数は零とします。なお、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、各本特定社債元金に係る残存月数は零とし、残存端日数は組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの実日数とします。

(ロ) 各将来利息金額に係る残存月数は、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から、当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの毎月における組織変更期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの実日数とします。

ト 「参照レート」とは、円ライボー(組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年未満の場合)又は円スワップレート(かかる期間が1年以上の場合)のうち、元金残存期間に対応する期間に係る利率(年率)をいいます。元金残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、次に掲げる2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。

(イ) 元金残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。

(ロ) 元金残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。

チ 「元金残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

(イ) 組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本特定社債元金に係る残存月数} + \frac{\text{各本特定社債元金に係る残存端日数}}{30}$$

(ロ) 組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本特定社債元金に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本特定社債元金に係る残存端日数}}{365}$$

リ 「円ライボー」とは、償還価額決定日(この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本リにおいて同じです。)のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁(ロイターの3750頁又は円預金のアイシー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。)

の画面上に表示される円のライボ-に365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボ-がロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、当社は、当社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボ-に相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値(算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。)に365を乗じ、360で除した値をいいます。

- ヌ 「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)に表示されない場合又はロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)が利用不可能な場合、当社は、償還価額決定日に、当社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)をいいます。
- ル 「償還価額決定日」とは、組織変更期限前償還期日の前月の応当日(前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が営業日でない場合には、その前営業日)をいいます。

- e 本特定社債について組織変更期限前償還事由が発生した場合には、その日から5営業日以内に、その旨及び組織変更期限前償還期日を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、組織変更期限前償還事由が発生した旨及び組織変更期限前償還期日を公告します。
- f 本特定社債について組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定日から5営業日以内に、組織変更期限前償還価額を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、組織変更期限前償還価額を公告します。

期限の利益喪失事由

当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、本特定社債全額について何らの手続を経ずして当然に期限の利益を失います。この場合、本特定社債の元金につき、当該事由が発生した日(この日を含みます。)から当該元金が実際に支払われる日(この日を含みます。)までの期間につき、後記「利率」記載の利率による遅延利息を支払います。

- a 当社が、支払期日が到来し、支払われるべきものとなった本特定社債に対する利息の支払を怠り、かかる不履行が7営業日以上継続した場合。
- b 当社が本件特定社債管理委託契約の重要な規定(本特定社債要項を含みます。)に違反し、本件特定社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしない場合で、かつ、本件特定社債管理者が当該事由の発生が本特定社債権者の権利に重大な影響を及ぼすことが明らかであると認めて当社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をし、かかる通知が当社に到着した場合。
- c 当社について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始決定があった場合。
- d 当社について、支払の停止が生じ、又は当社が自ら破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の申立てを行い、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- e 当社の財産若しくは資産の全部若しくは当社の財産若しくは資産のうち本件特定社債管理者が重要と判断する部分について管財人、管理人等が選任された場合、又は仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押の命令若しくは通知が行われ、かつ、当該仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押が30日以内に取り消されない場合。

- f 当社について、解散の決定がなされた場合、又は資産流動化法第220条に基づく解散命令が下された場合。
- g 当社が、資産流動化法第219条に基づく業務停止命令を受けた場合。
- h 明治安田生命について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の決定があった場合。
- i 明治安田生命が自ら、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の申立てを行った場合、又は、明治安田生命について解散、保険業の免許が取り消された場合若しくは保険業の廃止の決定がなされた場合、若しくは保険管理人が選任された場合。

倒産手続の放棄等

- a 本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしたりしないものとされています。
- b 本特定社債権者は、当社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、当社の財産（以下本 において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、a「管理資産からの支出」、(b)、イからトまでに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- c 本特定社債権者は、償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が到来した場合又は前記「期限の利益喪失事由」の記載に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

本特定社債に関する格付

本特定社債について、当社は、R&Iから2019年7月10日付でA+の予備格付を取得し、2019年8月2日付でA+の本格付を取得しました。また、JCRから2019年7月10日付でA+の予備格付を、2019年8月2日付でA+の本格付を取得しました。なお、2020年1月末日においても当格付けに変更がないことを本件格付機関のホームページでそれぞれ確認しております。但し、かかる格付は、後記「償還期限及び償還の方法」記載の期限に本特定社債が一括償還されることの確実性について何ら言及するものではありません。なお、本特定社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

社債管理者又は社債の管理会社

- a 本特定社債に関する特定社債管理者は三菱UFJ銀行（東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）とします。
- b 本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。
- c 本件特定社債管理者は、本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を行います。
- d 本件特定社債管理者は、本件特定社債管理委託契約、本特定社債要項及び本特定社債について、本件特定社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、

かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本件特定社債管理者に悪意又は過失がない限り、当社又は本特定社債権者に対して責任を負いません。

- e 資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第1項の規定により特定社債権者が異議を述べるのできる場合において、特定社債管理者が特定社債権者のために異議を述べるのできる旨の資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第2項本文の定めは、本特定社債には適用されません。

振替機関に関する事項

本特定社債の振替機関は、保管振替機構とします。

資産流動化計画に記載されている事項の概要

資産流動化計画に記載されている事項のうち、本特定社債権者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(本半期報告書の他の箇所に記載したものを除きます。)の概要は、以下のとおりです。

- a 外国為替相場の変動による影響
当社の発行する資産対応証券(資産流動化法第2条第11項に定める資産対応証券をいいます。以下同じです。)は全て日本円建てであり、資産対応証券の投資家が資産対応証券の償還、利息又は配当として受領する金額について外国為替相場による換算レートを適用する必要はありません。その限度において、外国為替相場の変動による影響はありません。
- b 資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針
当社はデリバティブ取引を行いません。

利率

年0.29%

利払日及び利息支払の方法

- a 本特定社債の利息は、前記「利率」記載の利率で、払込期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)(この日を含みます。)までこれを付し(但し、後記bに従います。)、2020年8月2日を第1回目の支払期日としてその日(この日を含みます。)までの1年分を支払い、その後毎年8月2日に当該利払期日(この日を含みます。)までの1年分を支払います。
- b 償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)の翌日(この日を含みます。)以後は本特定社債につき利息を付しません。但し、償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)が到来し、当社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合には、当社は当該元金につき償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)の翌日(この日を含みます。)から当該未償還元金が実際に支払われる日(この日を含みます。)までの期間につき、前記「利率」記載の利率による遅延利息を支払います。
- c 前記aの規定にかかわらず、期限前償還事由が発生した場合(但し、当該期限前償還事由に係る期限前償還期日が利払期日の場合を除きます。)には、期限前償還期日の直前の利払期日(期限前償還期日が第1回の利払期日より前の日である場合には、払込期日)の翌日(この日を含みます。)から期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間について、前記「利率」記載の利率による利息(以下「経過利息」といいます。)を支払います。
- d 本特定社債について、1年に満たない期間の利息を支払うときは、1年を365日とする日割をもって計算します。
- e 利払期日が営業日でない場合は、その支払は前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

償還期限及び償還の方法

- a 償還価額

各本特定社債の金額100円につき金100円。但し、前記「期限前償還」の記載に基づき期限前償還される場合は同「期限前償還」記載の金額によります。

b 償還の方法及び期限

- (a) 本特定社債の元金は、2024年8月2日に一括償還しております。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、本特定社債の償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)が営業日でない場合には、その支払は前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

その他

a 特定社債権者集会

- (a) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、資産流動化法及び資産流動化法において準用する会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本特定社債権者は、その保有する本特定社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本特定社債の金額は算入しません。)に応じて、議決権を有するものとします。
- (c) 本特定社債は、特定社債権者集会を東京都において開催します。
- (d) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、当社又は本件特定社債管理者がこれを招集するものとし、資産流動化法第154条第1項の規定により当社が特定社債権者集会を招集する場合等、法令に別段の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の日の3週間前までに特定社債権者集会を招集する旨及び資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- (e) 本特定社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本特定社債の金額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本特定社債を有する本特定社債権者は、振替法第118条において準用する同法第86条第3項所定の書面を本件特定社債管理者に提示した上、特定社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は本件特定社債管理者に提出して、特定社債権者集会の招集を請求することができます。
- (f) 償還期日若しくは期限前償還期日に当社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合又は前記「期限の利益喪失事由」に記載の期限の利益喪失事由の発生により、当社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、当社は、本件特定社債管理者が承認する方法により当社の資産を換価処分し(但し、当社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。)、処分代金を後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、a「管理資産からの支出」、(b)、イからトまでに記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当するものとします。但し、本件特定社債管理者が必要と認めた場合には、適用ある法令上必要となる手続を経た上、特定社債権者集会を開催し、以下のいずれの方法を用いるかにつき、特定社債権者集会に決議させ、その決議に従うものとします。
- イ 当社の資産を換価処分し(但し、当社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。)、処分代金を後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、a「管理資産からの支出」、(b)、イからトまでに記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当します。
- ロ 前記イに定める当社の資産の換価処分を特段行うことなく、当社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、a「管理資産からの支出」、(b)、イからトまでに記載されている順序及び方法により元利金等の支払に充当します。
- (g) 特定社債権者集会のための一切の費用は、当社が負担します。

- b 一般担保
本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき当社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとします。
- c 公告の方法
当社及び本件特定社債管理者が本特定社債に関し本特定社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載することによってこれを行います。本特定社債要項の規定に基づいて行うべき公告は、本件特定社債管理者が本特定社債権者の権利保護のため必要でないと認めた場合には、これを行うことを要しません。
- d 本特定社債要項及び契約証書の閲覧及び謄写
本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約の契約証書の謄本は、当社及び本件特定社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本特定社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。
- e 当社の遵守事項
本件特定社債管理委託契約において、当社は、本件特定社債管理者に対し、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、以下の各号を遵守することを約束しています。
- (a) 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、当社は、本特定社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、当社は、当社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 当社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。)、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合(当社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。))を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (d) 当社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資金を調達し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (e) 当社は、当社の財産である金銭を本件特定社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 当社は、本件基金債権譲渡契約及び本件信用枠設定契約並びにこれらに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 当社は、本件基金債権に基づく明治安田生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、当社の定款その他の内部規則及び資産流動化計画を遵守します。
- (i) 当社は、資産流動化法、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。))を適式に行います。
- (j) 当社の事業年度が終了してから90日以内に、当社の会計監査人によって監査済の当該事業年度に係る当社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本件特定社債管理者に交付します。

- (k) 当社は、資本金の額(特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。)の減少を行いません。
- (l) 当社は、子会社(会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
- (m) 当社は、資産流動化法第12条に基づく廃業の届出を行いません。
- (n) 当社は、他の会社と合併を行いません。
- (o) 当社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本件基金利息に賦課された源泉税の還付に必要な措置を実務上可能な限り早期に行います。
- (p) 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の特定社員をして、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。
- (q) 当社は、明治安田生命以外の者に対して、当社の優先出資を発行しません。但し、当社は、明治安田生命に対して、資産流動化法の定めに従い、随時優先出資を発行することができます。
- (r) 当社は、本一般社団法人以外の者に対して、当社の特定出資を発行しません。但し、当社は、本一般社団法人に対して、資産流動化法の定めに従い、随時特定出資を発行することができます。
- (s) 当社は、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込可能金額の借入に係る借入申込通知書を明治安田生命に対して交付します。
- (t) 前記「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」(j)記載の場合、当社は、同、b「本件信用枠設定契約」、(k)に記載のとおり信用枠金額の増額を請求します。
- (u) 当社は、特定出資及び優先出資について配当を行いません。

f 本特定社債要項の変更

- (a) 本特定社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の決議を要します。但し、特定社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (b) 前記(a)の特定社債権者集会の決議は、本特定社債要項と一体をなすものとし、本特定社債を有するすべての本特定社債権者に対してその効力を有します。

g 元利金支払の方法

本特定社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

(2) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産を構成する資産の内容

- a 管理資産は、本件基金拠出契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社に譲渡された明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約に基づく本件基金債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円

(b) 用途

相互会社における基金

(c) 実行日

本件基金拠出日

(d) 償還期日

2024年8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日

(e) 償還方法

本件基金元本は、本件基金償還期日に一括償還します。

但し、本件基金元本は、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本については、その償還は明治安田生命の次の事業年度の9月25日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日に繰り延べられるものとし、ある繰延償還期日において、繰り延べられた本件基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限内において全額償還されない場合には、当該繰り延べられた本件基金元本を、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本については、その償還は次回の繰延償還期日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

(f) 利率

本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間について0.29%（1年を365日とする年率）とします。

但し、前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還を次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べた場合には、当該次回の繰延償還期日に係る本件基金利息計算期間について、0.29%（1年を365日とする年率）（以下「本件基金延滞利率」といいます。）とします。

(g) 利息支払期日及び方法

前記(f)「利率」本文に定める（本件基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息（以下「本件基金本件利息」といいます。）は、本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までこれを付し、2020年（この年を含みます。）から2024年（この年を含みます。）までの毎年8月2日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、前記(f)「利率」本文に定める（本件基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を用いて算出される以下に掲げる金額（以下「本件基金年間利息金額」といいます。）を明治安田生命は基金拠出者に支払います（但し、2024年の利息の支払期日に係る本件基金利息計算期間については、本件基金年間利息金額を、2023年8月3日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間における利息として明治安田生命は基金拠出者に支払います。）。

2020年ないし2024年の各本件基金利息支払期日

金145,000,000円

前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還が次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられた場合、当該次回の繰延

償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、当該当初の元本金額に、前記(f)「利率」但書に定める本件基金延滞利率を乗じて算出された金額(以下「本件基金延滞利息」といいます。)を支払います。

但し、明治安田生命は、本件基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限により支払われない本件基金利息についてはその支払期日は明治安田生命の次の事業年度の8月2日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日に繰り延べられるものとします(以下本但書の規定により繰り延べられた利息を「本件基金繰延利息」といいます。)

なお、本件基金繰延利息には利息を付さないものとします。

(h) 期限前償還

- イ 明治安田生命は、本件基金元本の全部又は一部を、本件基金償還期日前において償還することはできません。但し、明治安田生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。
- ロ 前記イの定めにかかわらず、明治安田生命は、明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、当該組織変更の効力発生日の4営業日前の日(但し、本件基金償還期日の前営業日までの日に限り) (以下「本件基金期限前償還期日」といいます。)に本件基金元本の全部を期限前償還することができます。但し、前記(g)「利息支払期日及び方法」但書に基づき本件基金利息の支払が繰り延べられている場合には、明治安田生命は本口に従った期限前償還を行うことはできません。
- ハ 前記ロの定めに従って明治安田生命が本件基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記(g)「利息支払期日及び方法」の規定にかかわらず、本件基金元本の償還に加えて、以下の金員を基金拠出者に対して支払うものとします。

- (イ) 本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の直前の8月2日(本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が2020年8月2日より前の日である場合には、本件基金拠出日)の翌日(以下「本件基金経過利息起算日」といいます。)を基準として、以下の算式に従い算出された金額(1円に満たない端数は四捨五入します。)(以下「本件基金経過利息」といいます。)

$$\begin{array}{l} \text{本件基金期限前償還時点における本件基金元本} \\ \text{の金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前記(f)「利率」本} \\ \text{文に定める(本件基} \\ \text{金元本の償還が繰り} \\ \text{延べられる前の)利} \\ \text{率} \end{array} \times \frac{\text{本件基金経過利息起算日(この日を含みます。)} \\ \text{から本件基金期限前償} \\ \text{還期日の3営業日後の日(この日を含みます。)} \\ \text{までの実日数}}{365}$$

上記にかかわらず、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月2日である場合には、本件基金経過利息の額は本件基金年間利息金額とします。なお、本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合、かかる本件基金経過利息以外に前記(g)「利息支払期日及び方法」に定める利息は支払われません。

本件基金経過利息は、本件基金経過利息起算日(この日を含みます。)から本件基金期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る本件基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、本件基金利息支払期日が本件基金期限前償還期日となる場合には、本件基金期限前償還期日に支払われる本件基金経過利息が当該本件基金利息支払期日の直前の8月3日(この日を含みます。)から本件基金期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る本件基金元本に対する利息とみなされるものとし、本件基金利息支払期日の翌日(この日を含みます。)から当該本件基金利息支払期日の直後の8月2日(この日を含みます。)までのいずれかの日が本件基金期限前償還期日となる場合には、前記(g)「利息支払期日及び方法」本文の本件基金利息計算期間の定めにかかわらず、当該本件基金利息支払期日において支払われる本件基金年間利息金額及び本件基金期限前償還期日に支払われる本件基金経過利息の金額の合計額が、当該本件基金利息支払期日の直前の8月3日(この日を含みます。)から本件基金期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る本件基金元本に対する利息とみなされるものとします。

(ロ) 違約金

- 二 前記八、(ロ)の規定により支払われる違約金の額は、次の及びの合計額合計額(1,000円に満たない端数は四捨五入します。)が本件拠出金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の及びの合計額が本件拠出金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。また、本二における下記(イ)から(ロ)までに掲げる用語の意味は、それぞれ(イ)から(ロ)までに記載のとおりとします。

本件拠出金元本残高の現在価値

各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額

- (イ) 「本件拠出金元本残高」とは、本件基金期限前償還期日時点における本件基金元本の未償還の元本残高をいいます。
- (ロ) 「将来利払期日」とは、本件基金期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)以降に到来する各本件基金利息支払期日をいいます。但し、本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合で、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月2日以外の日となる場合には、当該本件基金利息支払期日を含みます。
- (ハ) 「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、期限前償還がなされず、前記(イ)「利息支払期日及び方法」但書に定める制限及び後記(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、(e)「明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」に定める前基金の利息支払と本件基金利息の支払が同一剰余金処分を経て行われる場合の制限に服しないと仮定した場合に、当該将来利払期日に支払われるべきであった本件基金利息の額をいいます。但し、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月2日である場合を除き、本件基金期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日(本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合には、当該本件基金利息支払期日)に係る将来利息金額は、かかる金額から本件基金経過利息の額を控除した額とします。
- (ニ) 本件拠出金元本残高又は将来利息金額の「現在価値」とは、それぞれ本件拠出金元本残高又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

- (ホ) 「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

- (ハ) 「残存月数」及び「残存端日数」とは、本件拠出金元本残高及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

本件拠出金元本残高に係る残存月数は、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から、2024年8月2日(この日を含みます。)までの毎月における本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、本件拠出金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月2日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が2024年8月2日である場合には、本件拠出金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月2日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、本件拠出金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月2日(この日を含みます。)までの実日数とします。

各将来利息金額に係る残存月数は、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から、当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日(この日を含みます。)までの毎月における本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月2日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)

(i) 期限の利益喪失の禁止

基金拠出者は、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件

前記(e)「償還方法」又は(h)「期限前償還」に記載される場合その他適用ある法令に従う場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとします。

(k) 事実の表明及び保証

明治安田生命は基金拠出者に対し、本件基金拠出契約締結日及び本件基金拠出日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する基金拠出者の被った全ての損害、損失及び費用について明治安田生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

- イ 明治安田生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。
- ロ 明治安田生命は、本件基金拠出契約並びに本件基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続（保険業法第60条に定める総代会の決議を含みますが、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。
- ハ 明治安田生命による本件基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他明治安田生命に適用がある法令、規則、通達、明治安田生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は明治安田生命を当事者とする若しくは明治安田生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、明治安田生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件基金拠出契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
- ニ 明治安田生命による本件基金拠出契約の締結及び履行に際して、明治安田生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みかつ有効（本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。
- ホ 本件基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、明治安田生命から基金拠出者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における明治安田生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、明治安田生命の本件基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て基金拠出者に対して書面で開示されています。
- ヘ 明治安田生命に対し、本件基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- ト 本件基金拠出契約に基づき、明治安田生命から基金拠出者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、明治安田生命は基金拠出者にとり重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本件基金拠出日までに拠出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。
- チ 明治安田生命を当事者とする又は明治安田生命が拘束される契約につき、本件基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、(イ) 支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、(ロ) 保険業免許取消の処分を受け、若しくは解散したこと、(ハ) 保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと、(ニ) 保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、(ホ) 保険業法第267条に基づき、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含みますが、これらに限られません。）は発生、継続し

ておらず、かかる事由は明治安田生命による本件基金拋出契約の締結、又は本件基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

- リ 明治安田生命は、本件基金拋出契約締結日又は本件基金拋出日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本件基金拋出契約以外に締結していません。

(1) 支払及び償還の順序

明治安田生命は、本件基金債権につき、以下の順序で本件基金利息の支払又は本件基金元本の償還を行うものとします。

本件基金延滞利息

本件基金繰延利息(複数の本件基金利息計算期間に係る本件基金繰延利息がある場合は、その本件基金利息計算期間の到来順)

本件基金本件利息

本件基金元本の償還

本件基金債権の明治安田生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本件基金債権譲渡契約においては、本件基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本件基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による買戻し等)は定められていません。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者 公認会計士 荒川真司

調査の結果 2019年7月26日現在の特定資産の価格
49,628百万円から50,373百万円の範囲

調査の方法 公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき当社に譲渡される本件基金債権(特定資産)について、資産流動化法第122条第1項第18号口に定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われたものです。

管理資産の管理

管理資産を構成する本件基金債権は、本件基金拋出契約に基づき原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券が基金の拋出を明治安田生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の譲渡に際して、当社及び明治安田生命に対して、自らが、その保有している本件基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本件基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本件基金債権の債務者である明治安田生命は、本件基金拋出契約において、本件基金拋出契約の締結日である2019年7月8日付及び本件基金拋出日付で、基金拋出者に対し、前記「管理資産を構成する資産の内容」、a、(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。

当社の特定出資及び優先出資の状況並びにその保有者については後記3「発行者及び関係法人情報」、(1)「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本特定社債が残存する限り当該特定出資及び優先出資の保有者たる特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないこと及び資本金の額(特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。)の減少を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

明治安田生命による本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還は、それぞれ各本件基金利息支払期日及び本件基金償還期日において、当社に対して直接行われます。本件特定社債管理委託契約においては、本件基金利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定において、本件基金元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本件特定資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

資産流動化計画には、当社の特定資産である本件基金債権は、本期限の利益喪失事由の発生により、当社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的

仕組み等」、「その他」、a「特定社債権者集会」、(f)に記載される手続に従い、第三者に売却されることがある旨の定めがあります。

本に記載される事項のほか管理資産たる本件基金元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

a 管理資産からの支出

- (a) 本件特定社債管理委託契約において、当社は、本件特定社債管理委託契約に定めるとおり、本特定社債関連口座を開設するものとし、本特定社債関連口座内の金銭を、イ 利息支払勘定、ロ 元金償還勘定及びハ 出資金勘定に区分して管理するものとされています。
- (b) 本件特定社債管理委託契約において、当社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、当社は、保有する金銭を下記に定める方法に基づき本特定社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本特定社債関連口座を開設している金融機関について、イ R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)未滿に格下げされた場合、又はロJCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)未滿に格下げされた場合(以下「格付事由」といいます。)には、当社は、かかる事由の発表の日の翌日から14営業日以内に、イ R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)以上、かつ、ロJCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)以上である金融機関に新たに本特定社債関連口座を開設し、従来の本特定社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本件特定社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本特定社債関連口座内の金銭を、従前と同様にイ 利息支払勘定、ロ 元金償還勘定及びハ 出資金勘定に区分して管理するもの(以下「本特定社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、当社は、格付事由が生じていない場合であっても、(イ) 本特定社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(ロ) 本特定社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいと認められる場合には、本特定社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本特定社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

- イ 本件基金債権に基づき明治安田生命から受領した金銭のうち、(イ) 元本として受領した金銭については元金償還勘定において管理し、(ロ) 利息、その他元本以外として受領した金銭については利息支払勘定において管理します。
- ロ 当社がその特定出資及び優先出資の発行によって受領した特定出資発行代わり金及び優先出資発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。但し、当社が本特定社債の発行に先立って発行した優先出資につき受領した優先出資発行代わり金のうち、金52,000,000円については、利息支払勘定において管理します。当社が本特定社債の発行によって受領した特定社債発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。
- ハ 本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命から借り入れた金銭については利息支払勘定において管理します。
- ニ 本件基金債権に基づき明治安田生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については利息支払勘定において管理します。
- ホ 各利払期日、期限前償還期日及び前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において、以下の方法及び順序により、費用並びに本特定社債の元金及び利息の支払を行うものとします。但し、本特定社債の元金及び利息の支払に関しては、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」及び同「利払日及び利息支払の方法」に記載のとおりとします。
- (イ) 償還期日に該当しない利払期日(この日が期限前償還期日である場合を除きます。)においては、
出資金勘定内の金銭が当該利払期日において後記へ、(イ)及び(ロ)に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円の合計額に不足することとなる場合には、当該不足額相当額に満つるまで利息支払勘定から出資金勘定に振り替えた上で、出資金勘定内の金銭をもって後記へ、(イ)及び(ロ)に基づく支払を行います。

利息支払勘定から本特定社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。但し、利息支払勘定内の金銭が本特定社債の利息の支払に不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定に留保されている金銭から、1,500万円を控除した金額を上限として支払います。

- (D) 償還期日、期限前償還期日又は前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日においては、出資金勘定内の金銭が、当該償還期日、期限前償還期日又は前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において後記へ、(イ)及び(D)に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円の合計額に不足することとなる場合には、利息支払勘定及び元金償還勘定から(利息支払勘定内の金銭、元金償還勘定内の金銭の順で)当該不足額相当額に満つるまで出資金勘定に振り替えた上で、出資金勘定内の金銭をもって後記へ、(イ)及び(D)に基づく支払を行います。

利息支払勘定及び元金償還勘定から本特定社債の利息、元金の順で支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。但し、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が本特定社債の利息及び元金の支払に不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定に留保されている金銭から、1,500万円を控除した金額を上限として支払います。

- へ 当社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記(ハ)の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日に下記(イ)及び(D)に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円を控除した金額を上限として行われるものとし、

- (イ) 公租公課の支払

- (D) 諸費用の支払

本aにおいて「諸費用」とは、特定資産の維持・管理に係る諸費用(本件特定資産管理委託契約に基づき支払う特定資産管理委託期中手数料を含みます。)、本特定社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本件特定社債管理委託契約及び本件特定社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本件特定社債管理委託手数料を含みます。)、当社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本件特定社債管理委託契約に関わる一切の費用その他同契約第19条及び第20条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

- (ハ) 本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

- ト 前記イからへまでの規定にかかわらず、当社は、払込期日に(但し、下記(ハ)及び(ニ)の支払については、支払期日の到来又は請求のあり次第速やかに)以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- (イ) 本件引受契約に基づく当社から本特定社債の引受会社に対して支払う引受手数料及び費用の支払

- (D) 本件基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく当社から三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する本件基金債権の売買代金の支払

- (ハ) 払込期日までに当社が支払うべき公租公課の支払

- (ニ) その他本特定社債の発行に関連して必要となる費用(弁護士費用、会計士費用、本件格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。)の支払

管理報酬等

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

- a 当初支払手数料として、当社は、本特定社債の引受会社に対する引受手数料、本件特定社債事務受託会社に対する特定社債事務委託手数料、本特定社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本件格付機関に対する格付手数料及び目論見書(仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。)等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために当社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約203,000,000円です。

- b 期中費用として、当社は、以下の費用を支払います。

- (a) 本件特定社債事務受託会社を通じて、本特定社債権者が本特定社債を保有する口座管理機関に対して、イ 元金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額(期限前償還する場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、ロ 利息支払手数料として、当該本特定社債の元金金額(期限前償還期日において本特定社債の全部が償還されるときにおける利息支払の場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。
- 当社は、イ 元金支払手数料を本特定社債の元金が償還される日の1営業日前の日までに、ロ 利息支払手数料を本特定社債の利息が支払われる日の1営業日前の日までに、それぞれ本件特定社債事務受託会社に交付します。
- (b) 本件特定社債管理者に対して、利払期日(当該日が営業日でない場合にはその前営業日)に、1か年につき前回の利払期日における本特定社債残存額に対し、10,000分の0.4(消費税及び地方消費税別)を乗じた金額に、これに係る消費税相当額を加えた金額を本件特定社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は払込期日における本特定社債残存額に対して1か年分を支払います。
- (c) 本件特定資産管理受託会社に対して、2019年7月8日から2020年8月2日までの本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間について2020年の8月の最終の営業日に750,000万円を、以降毎年8月3日から翌年8月2日までの本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間について、2021年(この年を含みます。)から2023年(この年を含みます。)までの各年の8月の最終の営業日及び2024年8月2日(当該日が営業日でない場合はその前営業日)に750,000円を、本件特定資産管理委託手数料として支払います(それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)。但し、2024年8月3日以降において本件特定資産管理委託契約の期間が継続している場合には、当該期間における本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託の対価として、年額750,000円の月割計算(1円未満切捨て)による金額を、契約期間終了月の最終の営業日又は当社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する時期において、当社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する方法により当社は本件特定資産管理受託会社に対し支払うものとします。また、本件特定資産管理委託契約が契約期間の期中において終了した場合、対応する本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間に関する当該業務の委託の対価は、当該終了日が、対応する本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間中のいずれの日であるかにかかわらず、750,000円とします。
- (d) 前記(a)から(c)以外の主な期中費用として、当社は、本件格付機関に対する格付監視手数料、当社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他当社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約8,000,000円です。

その他

本件特定社債管理委託契約において、当社は、本特定社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本件特定社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- a 当社の定款(但し、本一般社団法人に対して特定出資を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)又は資産流動化計画(但し、資産流動化法第151条第3項各号に規定する場合を除きます。)を変更する場合
- b 当社が、本件基金債権譲渡契約、本件信用枠設定契約(但し、同契約に従った信用枠金額の増額を除きます。)又は本件特定資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、当社の定款の変更は、社員総会の決議によらなければできません。

本件特定社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど当社及び本件特定社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本件特定社債管理委託契約が変更された場合には、当社は速やかにその旨を本件格付機関に書面にて通知します。但し、本特定社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令、資産流動化計画及び前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「その他」、a「特定社債権者集会」の規定に従い、特定社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、監督当局への届出又は公告等、資産流動化法等に従った所定の措置を取ります。

(3) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2019年11月	50,047,671千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

(4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自2019年 6月 7日 至2019年11月30日
収益	
金融収益	47,671千円
費用	63,354千円
期末残高	
元本金額の期末残高	50,000,000千円
元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.10%
元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.13%

(5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

(6)【投資リスク】**投資に関するリスクの特性**

当社は、本件基金債権を裏付けとして本特定社債を発行しました。本特定社債の元利金の支払は、当社が取得する本件基金債権の元利金を支払原資として行われますが、明治安田生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本特定社債の元金支払の前提となっている本件基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本特定社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本件基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本件基金債権の価値の下落、その他、下記 a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家各位は損失を被ることがあります。

また、本特定社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、下記 a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

本(6)に記載される将来に関する事項は2020年2月末日時点において判断したものです。

なお、当中間会計期間において、重要な変更はありません。

a 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因**(a) 元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク**

当社は、通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金並びに原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。このため、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況如何によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」に記載されるとおり、明治安田生命は当社との間で本件信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本特定社債の利息支払等のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記(f)「本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々明治安田生命の信用状況如何によっては、本件信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。

このように本特定社債の元本償還資金又は利息支払資金は専ら明治安田生命の信用力に依存しており、その時々明治安田生命の信用力によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因に対しては、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」に定める一定の信用補完措置及び流動性補完措置を講じることにより、一定の範囲内での対応が図られております。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本特定社債の元本の償還に関するリスク

本特定社債の元本の償還は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」に従って行われ、同項記載のとおり償還期日において一括償還することを予定しております。しかしながら、明治安田生命による本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本特定社債の元本償還資金が不足し、その結果、予定された償還期日において本特定社債の元本の償還ができない場合があります。また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」記載の償還期日において償還されない場合があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(c) 本特定社債の利息の支払に関するリスク

本特定社債の利息の支払は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、明治安田生命による本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況、明治安田生命による本件信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本特定社債のその時々における利息支払資金が不足し、その結果、かかる予定された利払期日において本特定社債の利息の支払ができない場合があります。また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において利息が支払われない場合があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(d) 本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク

前記(a)「元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金並びに原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。また、本件基金債権の債務者である明治安田生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

イ 本件基金利息の支払に関する保険業法上の制限

明治安田生命の各事業年度における本件基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ(保険業法第55条第1項)、かつ、本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が明治安田生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、明治安田生命は、本件基金拠出契約において本件基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満たない場合や本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が明治安田生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において明治安田生命は当社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も明治安田生命によって支払われない本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部の支払を明治安田生命に強制することができないと一般的に解されています。なお、明治安田生命の総代会は、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満つる場合であったとしても、明治安田生命の総代会において本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

ロ 本件基金元本の償還に関する保険業法上の制限

明治安田生命の各事業年度における本件基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています(保険業法第55条第2項)。さらに、明治安田生命が各事業年度において本件基金元本の償還を行う場合には、原則として、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき明治安田生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本件基金元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が明治安田生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと一般的に解されています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本件基金元本の償還を行う場合には、明治安田生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています(保険業法第56条第1項)。

明治安田生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が、本件基金拠出契約上明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満たない場合には、明治安田

生命は当社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も明治安田生命によって償還されない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を明治安田生命に強制することができないと一般的に解されています。また、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき明治安田生命の総代会による承認決議を得られない場合には、明治安田生命は当社に対して本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も明治安田生命によって支払われない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を明治安田生命に強制することができないと一般的に解されています。なお、明治安田生命の総代会は、本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が、本件基金拠出契約上明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満つる場合であったとしても、明治安田生命の総代会において本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、明治安田生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、明治安田生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や明治安田生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の償還を明治安田生命に対して請求することができるものと一般的に解されています。

また、明治安田生命が償還する本件基金元本の前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、(3)「管理資産の管理」、(4)「管理資産からの支出」、(5)のイからトまでに記載されている方法及び順序に従って本特定社債の利息が予定された利払期日に全額支払われる場合には、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、(6)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が別途発生していない限り、当社は、本特定社債につき期限の利益を喪失しません。

上記イ及びロ記載のように、本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本件基金拠出契約によれば、保険業法上の制限により償還されない本件基金元本の償還又は保険業法上の制限により支払われない本件基金利息の支払は、繰り延べられます。これらの条件及び制限の結果、本特定社債の元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。なお、この場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰延べは一切行われません。一方で、本件基金利息の支払が保険業法上の制限により繰り延べられた場合であっても、それ自体は本特定社債の期限の利益喪失の事由とはならず、当社に留保されている資金から前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、(3)「管理資産の管理」、(4)「管理資産からの支出」、(5)のイからトまでに記載されている方法及び順序に従って本特定社債の利息が予定された利払期日に全額支払われる場合には、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、(6)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が別途発生していない限り、当社は、本特定社債につき期限の利益を喪失しません。

八 明治安田生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本件基金債権の支払に関する制限

本件基金拠出契約上、本件基金拠出契約所定の償還及び期限前償還の場合その他適用ある法令に従う場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされています。

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない。」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの解釈も提唱されています。

一方、本件基金拠出契約上、明治安田生命につき本件基金元本の償還以前に破産法に基づく破産手続、更生特例法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続が開始された場合の本件基金債権の支払については、特段の定めはありません。

この点、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(イ) 更生担保権、(ロ) 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ハ) (ロ)、(ニ) 及び(ホ)に掲げるもの以外の) 更生債権、(ニ) 約定劣後更生債権、(ホ) 基金に係る更生債権、(ヘ) 社員権の順序となります。

これに対して、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりませんが、上記の解散時の取扱い及び資本性を有する基金の性質に鑑みて、基金の返還に係る債権は、破産法上の約定劣後破産債権及び民事再生法上の約定劣後再生債権に後れるものと一般的に解されています。

このように、本特定社債の元利金の全額が支払われる以前において、明治安田生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、当社が本件基金債権の元利金の支払につき明治安田生命の他の債権者に劣後する結果、本特定社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本特定社債の元本の償還又は利息の支払をなしえなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法、更生特例法等に基づく法制度及び明治安田生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(e) 明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

明治安田生命は本件基金債権の他にも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、明治安田生命は、本件基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還(期限前償還を含みます。)を行わないとしております。なお、前基金の償還と本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本件基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本件基金拠出契約に基づく本件基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要な額を控除した額の範囲内において、本件基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払が予定どおり行われられない可能性があり、その結果、本特定社債の元金の償還及び本特定社債の利息の支払が予定どおり行われられない可能性があります。後基金については、後基金の拠出金の償還(期限前償還を含みます。)は、本件基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ本件基金拠出契約に基づく本件基金利息と後基金の利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払を優先するものとされています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除するべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本件基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本件基金元本の償還、ひいては本特定社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本件基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付実行に関するリスク

当社は、明治安田生命との間で本件信用枠設定契約を締結し、本特定社債の利息の支払に関する信用補完・流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付には一定の条件が付されているほか、その金額に上限があるため、本特定社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を明治安田生命から受けられない可能性があります。また、明治安田生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での明治安田生命による履行能力に依存しており、明治安田生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付の条件及び金額の上限については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の信用補完の形態及び流動性補完」、b「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本件信用枠設定契約の規定及び明治安田生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本件基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本件基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本件基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本件基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えております。

- イ 原保有者及び当社は、本件基金債権譲渡契約に基づき、本件基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- ロ 原保有者は、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権が当社に移転した後は、本件基金債権に対して一切の権利を有さないこと。
- ハ 本件基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本件基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本件基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。
- ニ 保有者は、本件基金債権譲渡契約上、本件基金債権の譲渡実行日現在における本件基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本件基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- ホ 本件基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本件基金債権の譲渡については明治安田生命の確定日付ある証書による異議なき承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えておりますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(h) 明治安田生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

明治安田生命は現在相互会社として保険業を営んでおりますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。ただし、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本件基金債権の償還が終了する以前において、明治安田生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本件基金債権を償却する必要があります。本件基金拠出契約においては、本件基金元本の全部又は一部を、原則として本件基金償還期日前において償還することはできないこととされておりますが、明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、明治安田生命は、基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、基金拠出者の同意を得ることなく、当該組織変更の効力発生日の4営業日前の日に本件基金元本の全部を期限前償還することができるものとされています。また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」に記載されるとおり、当社が明治安田生命からかかる書面による通知を受領した場合には、当社は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」に従って、本特定社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、同項に定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本特定社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切の調整を行うことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本特定社債の元利金が償還期日まで予定通り支払われる場合に比して本特定社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本件基金拠出契約に基づき期限前償還される本件基金元本以外をかかると超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、明治安田生命が本件基金拠出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本件基金元本に加えて、前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産を構成する資産の内容」、a、(h)「期限前償還」に定める方法に従って計算される経過利息及び違約金を基金拠出者に支払うものとされており、これらが当社の手元資金とあわせてかかる期限前償還時の本特定社債の元利

金の支払原資となることが予定されていますが、本特定社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、明治安田生命がかかる本件基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本特定社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。さらに、期限前償還の償還価額である現在価値相当額の算出に際しては、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」に定める方法に従い、市場金利として円のライボーが用いられることがあります。金利指標としてのライボーの不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2022年までに円のライボーを含めたライボーの公表が停止されるか、又は、ライボーが国際的な金融市場取引において機能しなくなる可能性があります。ライボーの公表が停止されるか、又は、ライボーが国際的な金融市場取引において機能しなくなった場合における円のライボーを用いた現在価値相当額の算出については、代替的な金利指標の有無やライボーを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性があります。その具体的な算出方法は当中間会計期間の末日時点においては必ずしも明らかではありません。明治安田生命の株式会社化に伴う本特定社債の期限前償還及び本件基金債権の期限前償還の詳細については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「期限前償還」及び前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産を構成する資産の内容」、a、(h)「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、明治安田生命による株式会社への組織変更の実施、市場の金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向、ライボー及びライボーを参照する金融取引に関する実務動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(i) 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本特定社債の元金全額が償還されるまでに、本特定社債発行に関係のない債務を負うことにより、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は特定目的会社として、本件特定社債管理委託契約において、以下のことを本件特定社債管理者に対して約束しています。

- イ 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、当社は、本特定社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- ロ 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、当社は、当社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- ハ 当社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（当社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- ニ 当社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資金を調達し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本件特定社債管理委託契約における当社の約束に加え、当社は、特定資産の流動化とその付帯業務以外の業務を行わないことが資産流動化法及び資産流動化計画において規定されており、当社の資金の借入、本特定資産の処分及び余裕金の運用等についても資産流動化法及び資産流動化計画等において制限されていること等の方法により、当社が本特定社債とは関係のない債務を負担し、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 当社の特定社員が一般社団法人であることに関するリスク

当社の全ての特定出資（以下「本特定出資」といいます。）は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）

す。)は、当社及び本件特定社債管理者に対して差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本特定社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本特定出資を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しておりますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本特定出資が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本件特定社債管理者に差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しております。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しております。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものとは当社では考えております。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っております。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされております。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものとは当社では考えております。

(k) 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資等を取得・保有することに伴うリスク

本一般社団法人は2020年2月末日時点で、本特定出資、明治安田生命2016基金特定目的会社、明治安田生命2017基金特定目的会社及び明治安田生命2018基金特定目的会社の全ての特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っておりません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資等を追加的に取得しつつ、かかる特定出資等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該特定出資等の発行体が特定社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該特定出資等の発行体がデフォルトに陥った場合、その特定出資等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が、本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、上記の誓約書において、かかる追加的な特定出資等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる特定出資等の追加取得が本特定社債の格付を低下させることにはならないことを本件格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社では考えております。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものとは当社では考えております。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する特定出資等に係る特定目的会社等に対して資産を

譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(l) 本特定社債権者が一般担保以外の担保を有しないことに伴うリスク

本特定社債権者は、一般担保を除き、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、再生手続又は特別清算手続の場合、一般担保を有する本特定社債権者は、配当額の分配において無担保債権者より有利に扱われ、これに優先するものの、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等、一般担保に優先する担保権を有する債権者には劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、資産流動化法並びに資産流動化計画及び定款等において、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行うことができない旨が定められており、本特定社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(m) 保険会社が本特定社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本(m)において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本(l)において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下本(l)において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本特定社債は、明治安田生命に対して拠出された本件基金債権を特定資産とする特定社債であり、法形式的には明治安田生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本特定社債の特定資産が明治安田生命に対して拠出された本件基金債権であるという本特定社債の実質的な性格から、保険会社等が本特定社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本特定社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本特定社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(n) 市場性に関するリスク

本特定社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本特定社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本特定社債の流通市場は現在確立されておらず、本特定社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本特定社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本件特定社債管理委託契約の定めに従い、本特定社債について、本特定社債への投資者たる本特定社債権者のために、本特定社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本特定社債の管理を行うことを本件特定社債管理者に委託しています。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債の弁済を受け、又は本特定社債に基づく本特定社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本件特定社債管理者は、上記の本特定社債の管理を行うために、本件特定社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクツ部において、本特定社債の管理業務を行います。上記管理のための本件特定社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクツ部により定期的に確認される体制が整備されております。

2【管理資産の経理状況】**(1)【主な資産の内容】**

	2019年11月30日
管理資産残高	50,047,671千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	47,671千円
証券所有者への利息支払基金の残高	52,000千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

【発行者の概況】

a 主要な経営指標等の推移

回次	第1期中
会計期間	自2019年 6月7日 至2019年 11月30日
営業収益 (千円)	47,671
経常損失() (千円)	15,682
中間純損失() (千円)	15,803
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	-
特定資本金 (千円)	100
優先資本金 (千円)	580,000
発行済特定出資口数 (口)	2
発行済優先出資口数 (口)	11,600
純資産額 (千円)	564,296
総資産額 (千円)	50,613,107
1口当たり純資産額	
特定出資 (円)	0.00
優先出資 (円)	48,646.23
1口当たり配当額	
特定出資 (円)	-
優先出資 (円)	-
1口当たり中間純損失 金額()	
特定出資 (円)	50,000
優先出資 (円)	1,353.76
潜在出資調整後1口当 たり中間純利益金額 (円)	-
自己資本比率 (%)	1.1
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	204,016
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	580,100
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (千円)	376,083
従業員数 (名)	-

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。)が含まれておりません。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在出資調整後1口当たり中間純利益金額については、潜在出資調整後1口当たり中間純損失であり、また、潜在出資が存在しないため記載しておりません。

b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営む事業に重要な変更はありません。なお、当社の事業内容は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の流動化に係る業務及びそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

当社は、上記の事業を営む為、2019年7月9日付にて資産流動化法第4条の業務開始届出を行っております(届出番号 関東財務局長(会)第2457号)。

c 関係会社の状況

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。なお、当社の親法人は、本一般社団法人たる一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディングです。また、当社は子会社、関連会社、その他関係会社を有していません。

d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はおりませんが、本件特定資産管理委託契約に基づき、特定資産である本件基金債権の管理及び処分の業務を三菱UFJ信託銀行に委託しています。また、当社の事務については、有限会社東京共同会計事務所に委託しています。

e 出資等の状況

(a) 出資の総数等

イ 出資の総数

種類	会社が発行している出資の総数(口)
特定出資	2
優先出資	11,600
計	11,602

ロ 発行済出資

種類	中間会計期間末現在 発行数(口) (2019年11月30日)	提出日現在発行数(口) (2024年8月26日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
特定出資	2	2	該当事項は ありません	(注)
優先出資	11,600	11,600	該当事項は ありません	
計	11,602	11,602	-	-

(注)発行済特定出資は全て議決権を有する特定出資です。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容

該当事項はありません。

(d) 発行済出資総数、資本金等の推移

年月日	発行済特定出資 総数(口)		発行済優先出資 総数(口)		特定資本金 (千円)		優先資本金 (千円)	
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高
自 2019年 6月7日 至 2019年 11月30日	2	2	11,600	11,600	100	100	580,000	580,000

(e) 主な社員の状況

イ 特定社員の状況

2019年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有特定出資口数	発行済特定出資総数に対する所有特定出資口数の割合
一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディング	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	2口	100%
計		2口	100%

ロ 優先出資社員の状況

2019年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有優先出資口数	発行済優先出資総数に対する所有優先出資口数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,600口	100%
計		11,600口	100%

(f) 議決権の状況

イ 発行済出資

2019年11月30日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	11,600	-	優先出資(注)
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	-	-	-
議決権の制限された出資 (その他)	-	-	-
議決権のある出資 (自己特定出資等)	-	-	-
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
発行済出資総数	11,602	-	-
総社員の議決権	-	2	-

(注)優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

ロ 自己特定出資又は自己優先出資等
該当事項はありません。

f 役員の状況

有価証券届出書の提出日後、2020年2月末日までにおいて、役員の異動はありません。

【事業及び営業の状況】

a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は資産を譲り受け、特定社債を発行することを目的とした会社であるため、特定社債権者への特定社債償還事務についての安全性の確保と同時に、事務面では一層の合理化を経営の重要課題としております。

b 事業等のリスク

本「事業及び営業の状況」及び後記「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記1「管理資産を構成する資産の状況」、

(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を参照して下さい。なお、その中における将来に関する事項は当中間会計期間の末日時点において判断したものです。

c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産の残高は50,613,107千円となりました。主な資産は買入指名金銭債権50,000,000千円です。

(負債)

当中間会計期間末における負債の残高は50,048,810千円となりました。主な負債は本特定社債50,000,000千円です。

(b) 経営成績の分析

当中間会計期間における当社の業績等の状況は営業収益47,671千円、経常損失15,682千円及び中間純損失15,803千円となりました。

当中間会計期間における金融費用は60,845千円となりました。また、当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、2,508千円となりました。

なお、当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、資金の大部分を社債の発行により調達している会社であり、セグメントは1つしかないため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

(c) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、376,083千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果減少した資金は、特定社債の発行による収入がありましたが、特定資産の取得と特定社債発行費等による支出により、204,016千円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果増加した資金は、特定出資の発行による収入、優先出資の発行による収入により、580,100千円となりました。

d 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

e 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

f 研究開発活動

該当事項はありません。

【設備の状況】

a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有していません。

b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「特定目的会社の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第44号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表作成初年度であるため、中間損益計算書、中間社員資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書の比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2019年6月7日から2019年11月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

a【中間財務諸表等】

(a)【中間財務諸表】

イ【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2019年11月30日)

資産の部	
特定資産の部	
買入指名金銭債権	1 50,000,000
特定資産の部合計	50,000,000
その他の資産の部	
流動資産	
現金及び預金	376,083
未収収益	47,671
前払費用	1,616
未収還付法人税等	0
流動資産合計	425,371
繰延資産	
特定社債発行費	187,735
繰延資産合計	187,735
その他の資産の部合計	613,107
資産の部合計	50,613,107
負債の部	
流動負債	
未払法人税等	120
未払費用	48,690
流動負債合計	48,810
固定負債	
特定社債	2 50,000,000
固定負債合計	50,000,000
負債の部合計	50,048,810
純資産の部	
社員資本	
特定資本金	100
優先資本金	580,000
剰余金	15,803
中間未処分利益又は中間未処理損失()	15,803
純資産の部合計	564,296
負債及び純資産の部合計	50,613,107

口【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2019年6月7日 至 2019年11月30日)
営業収益		
金融収益		47,671
営業収益合計		47,671
営業費用		
金融費用	1	60,845
販売費及び一般管理費	2	2,508
営業費用合計		63,354
営業損失()		15,683
営業外収益		
受取利息		0
営業外収益合計		0
経常損失()		15,682
税引前中間純損失()		15,682
法人税、住民税及び事業税		120
中間純損失()		15,803
中間未処分利益又は中間未処理損失()		15,803

八【中間社員資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2019年6月7日 至 2019年11月30日)

(単位：千円)

	社員資本					純資産合計
	特定資本金	優先資本金	剰余金		社員資本合計	
			中間未処分利益 又は中間未処理 損失()	剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額						
特定出資の発行	100				100	100
優先出資の発行		580,000			580,000	580,000
中間純損失()			15,803	15,803	15,803	15,803
当中間期変動額合計	100	580,000	15,803	15,803	564,296	564,296
当中間期末残高	100	580,000	15,803	15,803	564,296	564,296

二【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2019年6月7日 至 2019年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
特定社債の発行による収入	50,000,000
特定資産の取得による支出	50,000,000
特定社債発行費	200,910
その他の営業支出	3,106
小計	204,016
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
特定出資の発行による収入	100
優先出資の発行による収入	580,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	580,100
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	376,083
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 376,083

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 繰延資産の処理方法

特定社債発行費

定額法により特定社債発行期間内で均等償却をしております。

優先出資交付手数料及び特定出資交付手数料

支出時に一括費用計上しております。

2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

(*1) 特定資産の価格につき調査した結果

特定資産たる基金債権の価格調査については、公認会計士 荒川 真司が価格調査を実施し、2019年7月26日時点の特定資産の価格として下記の金額が妥当であるとの評価結果を受けています。

買入指名金銭債権 49,628百万円から50,373百万円の間

(*2) 担保資産

当社の全ての財産は、資産流動化法第128条の規定により、特定社債50,000,000千円の一般担保が設定されております。

(中間損益計算書関係)

(*1) 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間
	(自 2019年6月 7日
	至 2019年11月30日)
特定社債利息	47,671千円
特定社債発行費償却	13,174千円

(*2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2019年6月 7日 至 2019年11月30日)	
業務委託手数料	869千円
特定資産管理手数料	304千円
特定社債管理手数料	714千円
優先出資交付費償却	470千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

(中間社員資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2019年6月7日 至 2019年11月30日)

1. 発行済出資の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首出資口数	当中間会計期間 増加出資口数	当中間会計期間 減少出資口数	当中間会計期間 未出資口数
発行済出資				
特定出資(注1)	-	2口	-	2口
優先出資(注2)	-	11,600口	-	11,600口
合計	-	11,602口	-	11,602口

(注1) 特定出資の出資口数の増加2口は、特定出資の発行による増加です。

(注2) 優先出資の出資口数の増加11,600口は、優先出資の発行による増加です。

2. 自己出資の種類及び口数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新優先出資引受権及び新自己優先出資引受権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

(*1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

当中間会計期間 (自 2019年6月 7日 至 2019年11月30日)	
現金及び預金勘定	376,083千円
現金及び現金同等物	376,083千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(2019年11月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年11月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入指名金銭債権	50,000,000	50,000,000	-
(2) 現金及び預金	376,083	376,083	-
資産計	50,376,083	50,376,083	-
(1) 特定社債	50,000,000	50,000,000	-
負債計	50,000,000	50,000,000	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項**資産****(1) 買入指名金銭債権**

買入指名金銭債権については、市場価格はないものの、特定社債と実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、特定社債の時価を用いて算定しております（下記負債(1)参照）。

(2) 現金及び預金

預金についてはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債**(1) 特定社債**

特定社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)**【セグメント情報】**

当中間会計期間（自 2019年6月7日 至 2019年11月30日）

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2019年6月7日 至 2019年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
明治安田生命保険相互会社	47,671	資産の流動化に係る業務及びその付帯業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（出資1口当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2019年6月 7日 至 2019年11月30日)
特定出資1口当たり中間純損失金額 ()	50,000円00銭
優先出資1口当たり中間純損失金額 ()	1,353円76銭
(算定上の基礎)	
中間純損失 () (千円)	15,803
特定出資に係る中間純損失金額 () (千円)	100
優先出資に係る中間純損失金額 () (千円)	15,703
期中平均特定出資口数 (口)	2
期中平均優先出資口数 (口)	11,600

(注1) 潜在出資調整後1口当たり中間純損失金額については、1口当たり中間純損失であり、また、潜在出資が存在しないため記載しておりません。

	当中間会計期間 (2019年11月30日)
特定出資1口当たり純資産額	0円00銭
優先出資1口当たり純資産額	48,646円23銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	564,296
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	564,296
うち優先出資 (千円)	564,296
特定出資に係る当中間会計期間末の純資産額 (千円)	-
優先出資に係る当中間会計期間末の純資産額 (千円)	564,296
出資1口当たり純資産額の算定に用いられた当中間会計期間末の特定出資口数 (口)	2
出資1口当たり純資産額の算定に用いられた当中間会計期間末の優先出資口数 (口)	11,600

（重要な後発事象）

資産流動化計画等に基づき、2024年7月30日に買入指名金銭債権の元金50,000,000千円について一括して弁済を受け、2024年8月2日に特定社債の元金50,000,000千円について一括償還を行っております。

【その他】

該当事項はありません。

(2) 【原保有者その他関係法人の概況】

【名称、資本金の額及び事業の内容】

- a 原保有者
- (a) 名称
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (b) 資本金の額
40,500百万円(2019年3月31日現在)
- (c) 事業の内容
金融商品取引業
- b 本件特定資産管理受託会社
- (a) 名称
三菱UFJ信託銀行株式会社
- (b) 資本金の額
324,279百万円(2019年3月31日現在)
- (c) 事業の内容
信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務
- c 本件基金債権の債務者
- (a) 名称
明治安田生命保険相互会社
- (b) 基金の総額
930,000百万円(2019年3月31日現在)
(注)基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金(670,000百万円)を含みます。
- (c) 事業の内容
生命保険業

【関係業務の概要】

- a 原保有者
管理資産である当社の特定資産を構成する本件基金債権の原保有者です。
- b 本件特定資産管理受託会社
本特定社債の特定社債管理者であり、かつ、当社から本件基金債権の管理及び処分に関する業務を受託しています。
- c 本件基金債権の債務者
明治安田生命は、本件基金債権の債務者です。

【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

【その他】

- a 原保有者
該当事項はありません。
- b 本件特定資産管理受託会社
該当事項はありません。
- c 本件基金債権の債務者
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年 8 月23日

明治安田生命 2 0 1 9 基金特定目的会社
取締役 関口 陽平 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 広樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治安田生命 2 0 1 9 基金特定目的会社の2019年 6 月 7 日から2019年12月31日までの第 1 期事業年度の中間会計期間（2019年 6 月 7 日から2019年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田生命 2 0 1 9 基金特定目的会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年 6 月 7 日から2019年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、特定目的会社は2024年 7 月30日に買入指名金銭債権について一括して弁済を受け、2024年 8 月 2 日に特定社債について一括償還を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

特定目的会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- (2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。